

平成19年(ワ)第28644号

原告 小川光郎

被告 国

準備書面(3)

2009年3月9日

東京地方裁判所民事第42部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	遠藤	憲一
同	浅井	正
同	梶山	公勇
同	金谷	達成
同	幣原	廣
同	福山	洋子

第1 2009年1月19日付被告準備書面(5)「第1 国賠法1条1項の違法の意義について」について

1 同「1 接見交通権の制限規定に関する原告の主張が失当であること」について

被告は刑訴法39条2項を受けて刑訴規則30条が定められているから、刑訴規則39条3項の場合しか接見を制限することは許されない旨の原告の主張は失当だと主張する。

しかし、被告は原告の主張を曲解するものである。

被告は1982年及び1989年の二つの最判の射程が裁判官の独立が要請される職務行為に広く及ぶとする根拠として①裁判官がその裁判でした判断の当否を他の裁判官の判断にさらすことは、良心に従った裁判や裁判官の独立を害するおそれがある②裁判という行為は、事実認定、法令の解釈及び事実への法令の適用からな

るが、これらは判断作用を含み、いずれの結論が客観的に正しいかについての決め手はない③法は裁判における事実認定や法令の解釈適用の誤りといった裁判に伴う瑕疵については、これを是正するための制度として、上訴、再審の制度を設けており、そのような瑕疵に伴う紛争はこれらの制度によって解決されることを予定していることを挙げている（2008年5月19日付被告準備書面（1）2頁）。原告は被告の主張する①②の根拠について、本件の接見拒否には該当しないと主張している（③の根拠については次項）。

刑訴法39条1項の規定する被疑者と弁護人との接見交通権は、憲法の保障に由来し、最高裁1999年3月24日大法廷判決も、憲法34条前段に定める弁護人依頼権は、「身体の拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり人身の自由を回復するための手段を講じたりするなどの自己の自由と権利を守るため弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とするものである。したがって、右規定は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないという意味にとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべき」としている。このような接見交通権の本質からして弁護人らとの接見は速やかに実現されなければならない、39条3項の例外の場合しか制限することは許されず、本来裁判官が裁判所構内での弁護人との接見を制限することはできない、と原告は主張しているのである。

規則30条に明らかに反して裁判官が裁判所構内での接見を一切禁じて弁護人らとの速やかな接見を妨害して憲法34条に由来する重要な権利である接見交通権を侵害してしまった本件のごとき事例に、裁判官に国賠法1条1項に違法な行為があったものとして国賠法上の責任を負わせても何ら裁判官の独立を侵害するものではないし、判断者のいかんで結論が分かれていずれの結論が客観的に正しいかについての決め手がない性質のものでもなく（刑訴規則30条は裁判所構内での接見を禁止することを認めておらず、本件のごとく裁判所構内での接見を一切禁止し、日

時・場所及び時間の指定さえ行わないことが許されないことは一義的に明らかである)、上記①②の根拠はない。

2 同「2裁判所構内における接見の制限について不服申立の手続的手段がない旨の原告の主張が失当であること」について

被告は裁判官の接見妨害についても刑訴法429条1項2号の準抗告が許されるから、裁判官による接見拒否に対しては不服申立の手続的手段がない旨の原告の主張は失当だと主張する。

しかし、形式上準抗告の対象になるとしても、本件のような裁判所構内での接見に対する妨害に対しては準抗告の手続による救済は事実上不可能である。準抗告の手続中ないし準備中に身柄は裁判所構内から退出し、押送されてしまう。準抗告の決定を待っている間は、裁判所構内での速やかな接見は実現不可能である。弁護人と接見しないうちに(しかも本件は初回接見だから一度も接見しないうちに)、勾留の裁判も終了してしまい、身柄は裁判所構内から退出し、その更正も不可能になる。また裁判所構内から退出したことによって準抗告の利益もなくなってしまうからである。被告は刑訴法207条4項を引用し、勾留質問の円滑な実施の要請から、本件では接見させる時間がなかった、と主張しているのであるが、準抗告で救済が可能だという主張は、準抗告の決定が出るまでは身柄が裁判所構内に留まることを前提にしなければ本来成り立たない主張である。

更に被告は1982年と1989年の二つの最高裁判例の及ぶ射程について、裁判官の争訟の裁判に関する国賠法1条1項の違法の有無の判断に「特別の事情」を要するとされる各根拠に照らして総合的に判断すべきで、そのいずれかの要素が欠けたというだけで当然に射程外とされるべきものではない、と主張するが、以上のとおり、被告の主張する①②③のいずれの要素も本件のような裁判官による裁判所構内での接見妨害の事例では欠けているのであり、被告の主張は失当である。

第2 同書面「第2 本件の接見拒否がやむを得ない措置であったことについて」
について

1 同1（時間の点について）について

被告は原告のいう接見させる義務が不明確で、接見交通権は重要な権利だが、一定の制限を受け、制限の適法性を検討するうえで総合的判断が必要であり、勾留質問の円滑な実施との調整も必要であり、裁判官には勾留質問のために裁判所構内に所在する被疑者をそれとは異なる理由で殊更裁判所構内に留まらせる権限までないから、接見のために被疑者全員の身柄の押送を10分、15分遅らせることが可能だったとはいえない、などと主張する。

被告は裁判所構内での接見が裁判官の自由裁量であり、弁護人らに対する恩恵だと言わんばかりである。しかし憲法34条に基づき、刑訴法39条1項によって接見交通権が保障され、刑訴規則30条も裁判所構内での接見について日時・場所及び時間の指定に限定していることから、裁判官に接見させる義務があることは明らかである。被告はその準備書面（1）で、刑訴規則30条の文言から、「具体的な接見の申出について、裁判官において接見の拒否ができないという解釈が直ちに導き出せるかどうか、同条の文言が一義的に明白な内容を表しているかどうかについては、なお検討の余地がある」（12頁）と主張している。しかし、同条の文言上、接見の拒否＝全面的に禁止することができないことは一義的に明らかである（注釈刑事訴訟法〈新判〉第1巻269頁）。被告の見解は憲法が保障する弁護権に由来する接見交通権の重要性に対し、被告のいう「勾留質問の円滑な実施」をことさら優先するもので、極めて特異な見解である。

接見交通権の憲法34条に由来する重要性に鑑みれば、接見交通権の制限の適法性を検討するための総合的判断とか、勾留質問の円滑な実施との調整など不要であり、本件も被告が主張する総合的判断や調整など不要な事案である。そもそも接見させることやその方法を具体的に検討もしないで制限の適法性の総合的判断などありえないし、仮に接見交通と勾留質問の円滑な実施の調整が必要だとしても、調整

を図ってから言うべきことであって、接見交通を図るための何らの調整も行わず、かえって書記官が行おうとした仮監を使用するための拘置所との調整を裁判官が中止させた本件は、制限の適法性の総合的判断とか、勾留質問の円滑な実施との調整などという以前の問題で、裁判官がその付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使した以外のなにものでもない。

被告は、被疑者は勾留質問を実施するため裁判所構内に留まっているので、裁判官はそれと異なる理由に基づき殊更に被疑者の身柄を裁判所構内に留まらせる権限も義務もないと主張するが、裁判官は勾留の裁判を公平・公正に実施する権限と義務を有していることを忘れた暴論であることを措いても、基本的人権たる憲法34条の弁護権の保障に由来する接見交通権の重要性、憲法34条・刑訴法39条1項・刑訴規則30条が保障する裁判所構内での接見の重要性を真実知らない短絡的見解というほかない。

2 同2（人的体制の点について）について

（1）被告は、刑訴規則30条は本件のように十分な戒護体制の確保が容易でない場合にそれを実現する義務を裁判官に負わせるものではなく、被疑者は勾留質問のために裁判所構内に留まり戒護人員もそれを前提にして配置されており、裁判官は戒護人員を増やすよう担当職員に指示する権限を持たず、異なる理由で殊更に戒護人員を増やすべき義務を負うものではない、などと主張する。

しかし、そもそも本件で接見を認めるのに戒護人員を増やすように指示する必要などない。勾留質問が可能である以上、その前後に行う接見の戒護が可能であることは明らかである。また勾留の裁判を行う権限を有する裁判官が戒護人員を増やす指示を行う権限がないはずがなく、同行室の警察官の応援さえ要請しない理由も全くない。裁判所構内での接見は、勾留の裁判のために被疑者が裁判所構内に所在する場合に保障されるのだから、勾留質問を行う裁判官は接見のためにも戒護を要請する権限を有し、かつ義務を負う。

かかる実態や本件経過を見れば、本件裁判官は接見に人員を振り向ける意思などそもそもなかったことは明らかであり、十分な戒護体制の確保が容易でなかった、などというのは、ためにする弁解に他ならない。

(2) 被告は「勾留質問と接見とを同時に行うこととしなければ、逃走防止等の戒護のための人員の確保は可能となるが、そうすると勾留質問が中断し、当該被疑者ばかりか、他の被疑者について、勾留質問の円滑な実施に支障が生じるという時間的な支障があった」と主張する。被告は勾留質問の前後に接見を行えば戒護の人員の確保が可能であることを自認しているのもであって、仮に被告の主張のごとく、わずか15分程度の接見を認めることによって、その間被疑者全員の勾留質問が中断したとしても、憲法の弁護権の保障に基づく接見交通権の重要性に鑑みれば、勾留質問の円滑な実施に支障を来たしたとはいえないことは明らかである。被告が引用する刑訴法207条4項は勾留請求を受けた裁判官が速やかに勾留状を発布すること、勾留の理由がないとき、勾留請求が遅延した場合に直ちに被疑者を釈放することを義務付けているのもであって、当然被疑者の弁護権などの憲法上の権利を前提としており、「勾留質問の円滑な実施」を被疑者の憲法上の権利である弁護権の保障のための接見に優先させているのではない。

3 同3(1)(原告の主張に対する認否等)について

被告は「山本裁判官は最初から原告の接見を認める意思が全くなかったのではない。場所的、人的体制が整わない上、時間的な余裕もなかったことを総合判断して、最終的に接見を認めないこととした」と主張する。

問題なのは裁判官の内心の意思ではない。本件接見妨害の全過程において、山本裁判官に接見を認める意思が外形的・客観的に全く認められないことである。本件では青木書記官が原告から過去の接見の事例を聞き、個人的判断で仮監の面会室を使用するための拘置所との調整を図ろうとした、という事実が存在するだけである。裁判官は接見のために調整を図ろうとする行動も指示もなにも行っておらず、原告

の面談の申し入れも拒絶し、かえって青木書記官が個人的判断で行った調整の試みさえ阻止してしまっている。かかる裁判官の行動から、山本裁判官は、憲法34条、刑訴法39条、刑訴規則30条の規定内容を知らなかった、ないしは知らなかったといわれてもやむを得ないのであり、濫用的意図さえも推認されるのである。

本件で、接見させる場所・時間・体制がなかったなどというのは、強弁に過ぎず、裁判官がその付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使したことが、かかる強弁をせざるを得ないところに表れているというほかない。

被告は「山本裁判官が、本件手続について検討している最中に、青木書記官に対し、一般論として、裁判所構内において接見を認める場合の場所の確保や人の手配などについて裁判所の体制を検討する必要があることや、未だ裁判所構内に到着していない被疑者について、接見のため、殊更にその身柄を裁判所構内に移送することはできないのではないかという趣旨の指摘をしたことは認める。しかし、かかる指摘をしたことをもって、山本裁判官が最初から原告の接見を認める意思が全くなかったとか、本件接見拒否の濫用的意図を裏付けているとはいえない」と主張する。

被告の主張を前提にしても、山本裁判官が行ったのは接見に否定的なかかる「一般論の指摘」だけで、接見させるための具体的な指示も、具体的な調整も行っていない。本件の経過の中で、山本裁判官においては原告の接見を認めようとする具体的意思は、終始、その行動に表われていない。山本裁判官の行った具体的行動は、青木書記官が自分の判断で行った接見場所確保のための拘置所との調整をその試みようとしている段階で阻止してしまったこと（2008年1月28日付答弁書8頁オ）だけである。こうして山本裁判官は規則30条が例外的に定める日時、場所及び時間の指定さえ行わず、裁判所構内での接見を完全に禁じてしまった。かかる具体的な行動から、山本裁判官が憲法34条に基づく接見交通権の重要性、刑訴法39条1項、刑訴規則30条の知らないし曲解によって、もしくは濫用的意図により、本件接見禁止を行ったことを推認せざるを得ない。

また被告が主張する山本裁判官の上記の「一般論の指摘」が、原告が当日接見の

許可の書記官室前で回答を待っている間に、山本裁判官が書記官室内で「そんなことを認めたら弁護士がどんどん(被疑者に)会いに来るようになる」「そんなこと(接見)のために身柄を連れてきているんじゃない」などと大声で言っている声を偶然聞いた、その山本裁判官の発言(甲2号証の1・4頁, 2008年11月27日付原告準備書面(2)15頁)を指しているのであれば、かかる発言は、本件接見拒否が「勾留の裁判のため押送された被疑者に弁護人らが接見に来る事態を防止する」などの濫用的意図によることを裏付けるものにほかならない。

4 同3(2)(原告作成の報告書(甲2号証)について)について

被告は原告作成の報告書(甲2)が、当日の裁判所関係者の発言等に関する限りにおいて、不正確な記載ないし誤りを含むものであって、基本的に信用性が低い、などと主張する。

しかし同報告書2頁⑥2行目の記載は「2時40分頃・・・3人目の勾留質問をやっているようなこともいっていた」と述べているように、青木書記官の言動がはっきりせず、原告がそのように了解した、ということにすぎない。同3頁⑦の記載も青木書記官がどのような趣旨で述べたかは不明だが、原告が電話で伝え聞いたことをそのまま記述したものである。勾留質問を終えて被疑者の身柄が午後3時50分頃には検察庁に到着したというのであれば、事務所で待機していることを伝えている原告に対し、5時過ぎまで連絡しなかったということこそ不誠実というほかない。

甲2号証の報告書は本件直後に作成、日弁連接見交通権確立実行委員会に提出したもので、直後の記憶に基づき、できるだけ正確に記述している。

原告の記述に事実と齟齬する部分があるとすれば、裁判所が原告に十分な説明をしなかったことの表れにほかならず、本件接見拒否が極めて不誠実で、裁判官がその付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使したことを裏付けるものに他ならない。

5 被告の主張は被疑者の弁護権を保障した憲法34条に由来する接見交通権に対し、勾留質問の円滑迅速な実施ばかりを優先させる極めて特異な見解である。

被告はその準備書面(5)「第2本件の接見拒否がやむを得ない措置であったことについて」において、「時間の点」「人的体制の点」という従前の主張を繰り返したが、接見場所の点は主張しなかった。被告も接見場所として仮監獄の接見室が存在することを否定できず、当時同接見室は「他の者により使用されてはいなかった」(2008年5月19日付被告準備書面(1)13頁)ことを認めており、また原告の接見において過去に使用されたことのある勾留質問室や調停室以外にも接見させる意思さえあれば、接見可能な場所は会議室など裁判所構内にいくらでもあるのだから、接見場所がない、などという主張が成り立たないことは当然である。

しかし被告の従前からの主張を併せて検討しても、接見場所として少なくとも仮監獄の接見室が存在し、その使用の調整を図ることを裁判官自らが阻止したことを自認しており(答弁書8頁才)、戒護体制についても少なくとも勾留質問の前後に接見を行うことは可能だったことを被告も自認している。被告の主張を前提にしても、接見させなかった理由は、畢竟、接見させる時間がなかった、ということに尽きる、と言わざるを得ない。しかし被告が引用する刑訴法207条4項も憲法34条を前提としており、接見交通権に対し勾留質問の速やかな実施を優先させるものではない。裁判所構内で通常認められるわずか10～15分の接見を認めることが、当日押送された7名の被疑者の勾留質問の円滑な実施を妨げると言えないのは明らかである。なお本件被疑者の裁判所構内に所在した時間の主張を被告は当初の主張から約20分延長するにいたったが、その20分の時間でさえ接見させるための時間は十分作れたのである。

被告の本件接見場所・接見時間・戒護体制の主張を前提にしても、本件裁判官は書記官が行おうとした接見場所の調整を中止させ、規則30条に反し、裁判所構内での本件接見を全面的に禁止しており、それだけで憲法34条に由来する憲法39

条1項の接見交通権の保障や規則30条を知らず、ないしは曲解し、もしくは濫用的意図をもって接見拒否したことが推認され、裁判官がその付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使したと認められる特別の事情の存在は明らかである。